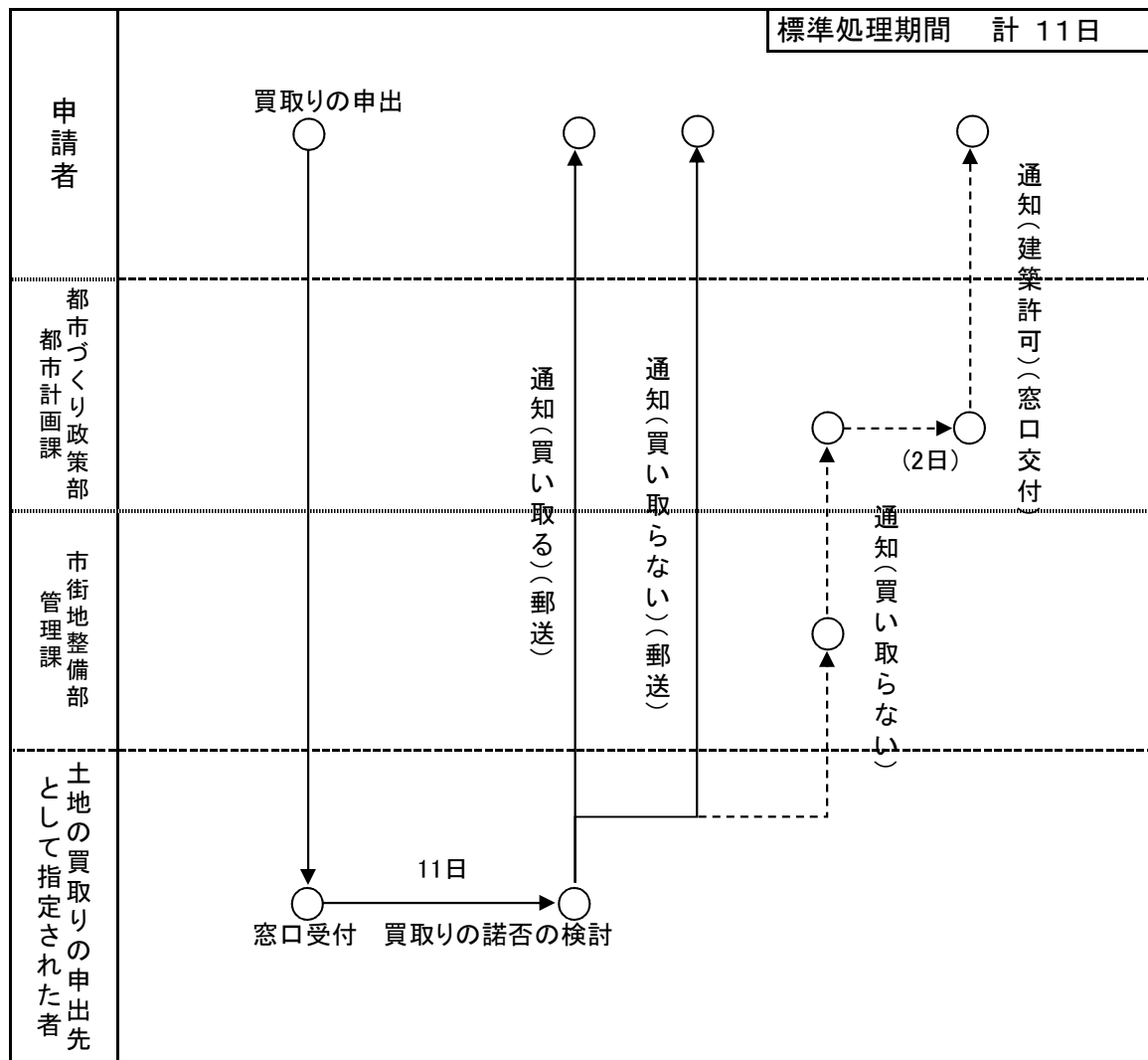


事務処理フロー図

事務名 都市計画法第56条第1項/事業予定地内の土地の買取り

作成部署 都市整備局市街地整備部管理課用地担当 電話31-211

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	買取りの申出の受付	建築物の建築が許可されず、土地の利用に著しい支障をきすため土地の買取りの申出があった場合、これを受付けます。
2	買取りの諾否の検討	申出のあった土地の買取りについて検討し、諾否を決定します。
3	申請者への通知	申請者に買取りの諾否について郵送により通知します。
4	買い取らない旨の通知	買い取らない場合は、その旨を市街地整備部管理課へ通知します。
5	建築許可の通知	買い取らない場合は、都市づくり政策部都市計画課は申請者に建築許可の通知を窓口交付します。